

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県男女共同参画推進条例	公 布 日	平成12年10月13日
条 例 番 号	平成12年三重県条例第73号	直 近 改 正 日	平成17年10月21日
所管部局課	男女共同参画・NPO課(男女共同参画グループ)	電 話 番 号	059-224-2225
条例の概要	男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町が協働して取り組み、もって男女共同参画社会を実現することを目的とするものである。	条例の類型	理念型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	男女共同参画社会基本法の理念に変更はなく、男女共同参画社会の実現に向けた取組は今後も必要であり、現在でも妥当性を有する。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	男女共同参画は社会構築の問題であり、今後も公的な関与を行っていく必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例に規定された、「基本計画の策定」、「調査及び研究」、「年次報告」、「審議会」を全て行っている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	-
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	理念型の条例であり、その理念達成のため、努力義務には留まるが、県民や事業者に対して義務を課す内容になっており、条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	男女共同参画社会基本法第9条に規定された地方公共団体の責務を果たすことに適合している。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	-
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例に規定された、「基本計画の策定」、「調査及び研究」、「年次報告」及び「審議会」を全て行っており、食い違いはない。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	目的である男女共同参画社会の実現に向けた責務や取組等が規定されており、両者の整合は図られている。
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	県民カビジョンにより県が目指す三重の姿は、男女共同参画社会と方向を同じくするもの。(県民カビジョン施策212「男女共同参画の社会づくり」)
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	-
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	廃止した場合には、県、県民、事業者及び市町の取り組みが後退する恐れが強い。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	県を始めとする各主体の責務や、県の責務(推進施策の総合的な策定と実施)の実行に必要な事項が定められており、廃止すべきものはない。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	県を始めとする各主体の責務を大きく定めており、追加すべきものはない。
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	当条例と目的・方向性を同じくする条例は他にはなく、他の条例との重複はない。
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	条例の執行にかかるコストは一般的な行政経費の範囲内であり、効果及びコストの配分は適正である。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	条例の執行による効果は、男女共同参画社会の実現として全県民に亘るものである。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	-

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	前文、目的で県、県民、事業者、市町との協働を言っている。		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	-		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無	
	改正・廃止の必要はない 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。			無	無